

健康経営優良法人（中小規模法人部門）認証取得について

1. 対象：当健保組合の適用事業所で、下記の条件に当てはまるところ

業種	従業員数		資本金又は出資総額
卸売業	1人以上100人以下	または	1億円以下
小売業	1人以上50人以下		5,000万円以下
サービス業	1人以上100人以下		5,000万円以下
製造業その他	1人以上300人以下		3億円以下

2. 認証取得までの流れ

加入各社		健保組合		関係先
健康宣言事業参加検討 申し込み(参加の場合)	⇐	健康宣言（届出不要） 健康宣言事業開始 事業参加会社募集案内	⇒	
	⇒	申し込み受付	⇐	
健康宣言の策定、実施 健康宣言(未実施の場合)	⇐	手続き等詳細案内 策定、実施の支援	⇐	

健保連東京連合会の「健康企業宣言」に参加してStep 1「銀の認定」を取得する

「健康企業宣言」参加の申請	⇒	健保連東京連合会へ提出	⇒	健保連東京連合会 受付 確認、審査
「宣言の証」到着 取組の実践	⇐	申請会社へ提出	⇐	「宣言の証」の交付
実施結果レポートの提出	⇒	一次審査、評価を行い提出	⇒	健保連東京連合会 受付 審査、評価し役員会で認定
認定証、ロゴマーク到着	⇐	申請会社へ提出	⇐	認定証発行、ロゴマーク付与

日本健康会議の「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」を取得する *「銀の認定」の取得が前提

(健保の健康宣言事業参加) 認定申請書兼誓約書の作成 認定申請書兼誓約書の提出	⇒	認定事務局へ提出	⇒	認定事務局 受付 認定委員会による審査 日本健康会議の認定、発表
認定証、ロゴマーク到着	⇐	申請会社へ提出	⇐	認定証、ロゴマークの付与

以上